



## 交通事故発生状況 南千住警察署

平成22年中の荒川区内の交通事故は561件発生し、死者1名重傷者14人軽傷者609人でした。南千住2丁目（日光街道）で自動二輪（30歳代男性）と歩行者（70歳代男性）の衝突事故により歩行者1名が亡くなりました。

2月23日現在、南千住警察署管内で発生した交通事故は、23件で25名の軽傷者が出ています。

今年1月14日（金）午前10時50分ころ東日暮里1丁目の区道で中型貨物車（40歳代男性）と歩行者（80歳代女性）の衝突事故で歩行者が1名亡くなりました。

時間別では8～9時台が5名、10～11時台が3名・12～13時台が2名・14～15時台が3名・16～17時台が4名・18～19時台が2名、20～21時台が5名で8～9時台と並びに最も多くなっております。町丁別では南千住1丁目・南千住5丁目各3名で南千住2丁目東日暮里1丁目各1名・南千住3丁目南千住4丁目各4名で南千住6丁目5名が最も多くなっております。

年齢別では小学生までの子供・24歳までの若年層・30歳代・65歳以上それぞれ各3名、25以上の20歳代が2名、60～64歳代が1名、50歳代は6名で最も多くなっております。

事故の状況は、歩行中が5名、自動四輪車運転中が5名、自動四輪車同乗中が2名、自動二輪車運転中が9名となっております。

転車運転中が最も多くなっています。荒川区内の高齢者の事故は主に「横断歩道横断中」や自転車での「出会頭」などで発生しています。

自転車の事故は主に「出会頭」や「右左折車との衝突」などで発生しています。自転車側の主な原因は「安全不確認」や「交差点安全進行義務違反」などです。特に信号機のない交差点などでは、必ず止まって左右の安全を確かめましょう。

また、交差点を通過する際は、後方から来る車両が曲がる際に巻き込まれることもあり、速度を落とし不意な場合でもとっさに対応できるようにしましょう。交差点を通過する際は安全に進行しなければなりません。

### ☆自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外  
自転車は軽車両と位置づけられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則
- 2 車道は左側を通行右側通行は禁止
- 3 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを行く
- 4 安全ルールを守る  
自転車も飲酒運転・二人乗り・「並進可」

標識のある場所以外での並進禁止・夜間はライトを点灯・信号を守る・交差点での一時停止と安全確認・傘をさしながら携帯電話を使用しながら禁止・傘を自転車に固定をして運転すると積載制限違反になります。事故を起こすと、自転車利用者も刑事上の責任が問われ、また、相手にケガを負わせた

場合、民事上の損害賠償責任も発生します。

（自転車での加害事故例）

● 自転車通学中の高校生が誤って歩行者に衝突し、脊髄損傷の重傷を負わせた

【賠償金】600万円

● 女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、看護師の女性と衝突。女性には重大な障害が残った。

【賠償金】500万円

● 街灯のない線路際の道で、自転車で帰宅途中の高校生が電車に気を取られて歩行者に衝突。歩行者は死亡。

【賠償金】3912万円

## 《飲酒運転させないTOKYOキャンペーン》

3月17日～23日

	運転者	車両の提供者	酒類の提供者 車両の同乗者
酒酔い 運転	5年以下の懲役又は 100万以下の罰金	5年以下の懲役又は 100万以下の罰金	5年以下の懲役又は 50万以下の罰金
酒気帯び 運転	3年以下の懲役又は 50万以下の罰金	3年以下の懲役又は 50万以下の罰金	2年以下の懲役又は 30万以下の罰金

飲酒運転には、運転者以外にも厳しい罰則が設けられています。飲酒が多くなる時期ですが、仲間うちで飲酒する際、車できている人には一声掛けるなど、飲酒運転根絶にご協力お願い致します。